

事 案	病院を開設したとき
根拠法令	医療法施行令第 4 条の 2 第 1 項、同法施行規則第 3 条第 1 項
提出期限	10 日以内 (開設後)
提出窓口	管轄保健所
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理者の臨床研修修了登録証の写し (該当者のみ。保健所で原本照合済み) 2 管理者の医師免許証もしくは歯科医師免許証の写し (保健所で原本照合済み) 3 管理者の履歴書 (現住所、氏名、生年月日、学歴及び職歴が記載されているもの。職歴については、就職、退職の旨およびその時期が明確に記載されていること) 4 診療に従事する医師若しくは歯科医師の氏名、担当診療科名、診療日及び診療時間の一覧表 (別紙 1 として) 5 4 に記載の医師若しくは歯科医師の免許証の写し (保健所で原本照合済みのもの) 6 4 に記載の医師若しくは歯科医師の履歴書
提出部数	1 部
手数料	なし

様式の審査要領	
「届出者」欄	<ol style="list-style-type: none"> 1 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名が記載されていること。 2 医師及び歯科医師にあつては、開設者個人の住所及び氏名が記載されていること。
1 病院名	<ol style="list-style-type: none"> 1 開設許可及び使用許可がなされている名称が、記載されていること。 2 法人にあつては、定款等に記載されている名称と一致していること。
2 開設の場所	<ol style="list-style-type: none"> 1 地番まで正確に記載されていること。
3 診療科名	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療法施行令第 3 条の 2 に規定されている診療科名であること。 2 医療法第 6 条の 6 第 1 項による厚生労働大臣の許可を受けた診療科名とは、「麻酔科」である。(医療法施行規則第 1 条の 10 第 1 項) 3 麻酔科を標榜する場合は、「麻酔科標榜許可書」の写し (保健所で原本照合済みのもの) を添付すること。
4 病床数及び病床種別ごとの病床数	<ol style="list-style-type: none"> 1 一般、療養、精神、結核及び感染症の病床種別ごとの病床数が記載されていること。 2 開設許可病床数が記載されていること。
5 開設許可年月日及び同指令番号	<ol style="list-style-type: none"> 1 開設許可年月日及び指令番号が記載されていること。
6 構造設備使用許可年月日及び同指令番号	<ol style="list-style-type: none"> 1 構造設備使用許可年月日及び指令番号が記載されていること。
7 開設年月日	<ol style="list-style-type: none"> 1 開設許可及び使用許可を受けた後、病院が開設された日が記載されていること。
8 管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 臨床研修修了登録証の写し (該当者のみ)、免許証の写し及び履歴書が添付されていること。様式、免許証の写し及び履歴書の記載事項 (氏名、生年月日、住所、電話番号、医籍登録年月日、医籍番号等) に齟齬がないこと。 2 臨床研修修了登録証の写し (該当者のみ) 及び免許証の写しには、保健所の原本照合がなされていること。 3 履歴書には、現住所、氏名、生年月日、学歴、職歴が記載されていること。 4 履歴書の職歴については、就職、退職の旨及びその時期が明確に記載されていること。

	<p>5 免許証と履歴書の氏名が一致していること。異なる場合は、免許証の籍訂正の申請をさせること。（医師法施行令第 4 条、第 5 条）</p>
<p>9 診療に従事する医師若しくは歯科医師の氏名、担当診療科名、診療日及び診療時間</p>	<p>1 「別紙 1」として添付すること。</p>
<p>10 従業者数</p>	<p>1 従事者数は、定員ではなく現員数が記載されていること。 2 現員数は当該使用許可申請の内容に見合った員数であること。 3 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、栄養士、歯科衛生士については、非常勤欄のカッコ内に常勤換算数を記載し、小計は常勤の計とされていること。 4 上記以外の職種については、常勤・非常勤の別に記載されていること。</p>
<p>11 従業者名簿</p>	<p>（「別紙 2 従業者名簿」として添付） 1 名簿は、病院に勤務する医療従事者について、その職種ごとに常勤・非常勤の順で記載されていること。 2 都道府県知事免許にあつては、都道府県名が籍登録番号欄にあわせて記載されていること。 3 常勤・非常勤別の欄の（ ）内には、それぞれの 1 週間の勤務時間数が記載されていること。 4 非常勤であつて、1 週間の勤務時間数が週により異なる場合は、1 か月の勤務時間数から 1 週間の平均時間数を算定すること。 5 常勤、非常勤にかかわらず、他の医療機関に勤務する場合は、その勤務先病院名等が備考欄に記載されていること。</p>
<p>12 薬剤師の氏名</p>	<p>1 常勤、非常勤の別に記載されていること。</p>
<p>13 公的医療機関の診療報酬額</p>	<p>（法第 3 1 条及び昭和 2 6 年 8 月 2 2 日付け厚生省告示第 167 号「医療法第 31 条の規定による公的医療機関の開設者」） 1 都道府県、市町村及び厚生労働大臣が定める者の開設する病院をいう。 2 厚生労働大臣が定める者とは、下記の者をいう。 (1) 地方自治法第 2 8 4 条第 1 項に規定する地方公共団体の組合 (2) 国民健康保険法第 8 3 条に規定する国民健康保険団体連合会及び国民健康保険法施行令第 2 条の規定により国民健康保険法施行後も引き続き国民健康保険を行う普通国民健康保険組合 (3) 日本赤十字社 (4) 社会福祉法人恩賜財団済生会 (5) 全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生（医療）農業協同組合連合会 (6) 社会福祉法人北海道社会事業協会 3 診療報酬額 (1) 市町村において条例等により報酬額が定められている場合は、その旨が記載されているとともにその条例が添付されていること。 (2) 診療報酬点数表甲表又は乙表を採択している場合は、その旨が記載されていること。</p>

<p>別紙 1 診療に従事する医師若しくは歯科医師の氏名、担当診療科名、診療日及び診療時間</p>	<p>(任意様式) ※様式内に掲載しているのは参考様式</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 従事する医師、歯科医師ごとに記載されていること。 2 従事する医師、歯科医師全員の免許証の写し及び履歴書が添付されていること。免許証の写し及び履歴書の記載事項（氏名、生年月日、住所、電話番号、医籍登録年月日、医籍番号等）に齟齬がないこと。 3 免許証の写しは、保健所において原本照合すること。 4 履歴書には、現住所、氏名、生年月日、学歴、職歴が記載されていること。 5 履歴書の職歴については、就職、退職の旨及びその時期が明確に記載されていること。 6 免許証と履歴書の氏名が一致していること。異なる場合は、免許証の籍訂正の申請をさせること。（医師法施行令第 4 条、第 5 条）
<p>別紙 2 従業者名簿</p>	<p>(再掲)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 名簿は、病院に勤務する医療従事者について、その職種ごとに常勤・非常勤の順で記載されていること。 2 都道府県知事免許にあっては、都道府県名が籍登録番号欄にあわせて記載されていること。 3 常勤・非常勤別の欄の（ ）内には、それぞれの 1 週間の勤務時間数が記載されていること。 4 非常勤であって、1 週間の勤務時間数が週により異なる場合は 1 か月の勤務時間数から 1 週間の平均時間数を算定すること。 5 常勤、非常勤にかかわらず、他の医療機関に勤務する場合は、その勤務先病院名等が備考欄に記載されていること。